

確定申告をお忘れなく！

受付期間
2月16日④～3月15日④(土・日・祝を除く)
9時～12時、13時～16時

令和4年度の市県民税、令和3年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。期限内の申告をお願いします。
■問い合わせ 【市県民税】税務課 ☎ 64・6004 【所得税】小浜税務署 ☎ 52・1008

利用者識別番号を取得してください

今年から、新たに必要になりました



今年から、市役所会場で所得税の申告をする場合は、「利用者識別番号」^{*}が必要となりました。
まだ取得していない人は、国税庁 e-Tax (電子申告) の HP (https://www.e-tax.nta.go.jp) から番号を取得し、会場へ持参してください。
番号は会場でも取得できますが、手続きに15分程度かかります。できるだけ事前に取得をお願いします。

市県民税を申告する人(所得が公的年金のみで、所得税の源泉徴収がされていない人)や、税務署で申告する人は、取得不要です。
※「利用者識別番号」は、申告時の本人確認のために必要なマイナンバー(10P 下部)とは別のものです。混同しないよう注意してください

社会保険料控除を受ける場合

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を社会保険料控除として算入する場合、支払額を証明する書類の提示が必要です。
領収書などが手元がない人に対しては、各担当課で証明書を発行します。運転免許証などの身分証明書を持参してください。
※年金天引きされた税・保険料については、証明書を発行できません。年金の源泉徴収票で確認してください
■問い合わせ
【国民健康保険税】税務課 ☎ 64・6004
【後期高齢者医療保険料】市民福祉課 ☎ 64・6018
【介護保険料】高齢・障がい者元気支援課 ☎ 64・6014

国民年金保険料を社会保険料控除として算入する場合、国民年金保険料の「控除証明書^{*}」または「領収書」の添付が必要です。
控除証明書は、令和3年11月上旬に対象者に送付されていますので、確認し持参してください。
なお、同年10月1日～12月31日の期間中に、その年初めて保険料を納めた人には、2月に送付される予定です。
※市役所で証明書の発行はできません
■問い合わせ
日本年金機構敦賀年金事務所 ☎ 0770・23・9902

医療費控除を申告する場合

医療費控除の申告には、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。
あらかじめ医療費の領収書^{*1}の金額を集計し、明細書を作成して会場へ持参してください。
健康保険組合などが発行する医療費通知^{*2}を添付すると、明細書の記入を一部省略できます。
ただし、通知に記載されていない月の医療費は、病院などの領収書を基に別途集計が必要となりますので、注意してください。

※1 明細書に記載した医療費の領収書は、5年間保存する必要があります
※2 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額などを通知する書類で、次の事項が記載されたものを指します
・被保険者などの氏名 ・療養を受けた年月
・診療を受けた人 ・療養を受けた病院など
・被保険者などが支払った医療費の額
・保険者などの名称

関連

国民健康保険の医療費通知について

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6018

医療費控除申告の添付書類として使用できる国民健康保険の医療費通知は、世帯主宛てに2カ月に1回送付しており、9月・10月診療分は、2月中旬ごろに送付します。

11月・12月診療分については、4月中旬ごろに発送予定となっております。確定申告期間内に間に合いませんので、「医療費控除の明細書」を病院などの領収書に基づいて作成の上、申告の手続きをお願いします。

スケジュール

【市役所 4階大会議室(大手町)】

受付期間	対象地区・区
2月16日④ ～ 21日④	小浜(清滝/津島/多賀/鈴鹿/塩竈/生玉)、西津(小湊/大湊/北塩屋/西長町/北長町/福谷)、内外海(甲ヶ崎/阿納尻/加尾/西小川/宇久/若狭/阿納/犬熊/志積/矢代)、国富、宮川
2月22日④ ～ 28日④	小浜(玉前/今宮/広峰/白鬚/酒井/駅前町/川崎)、雲浜(南川町/後瀬町/上竹原/関)、松永、遠敷、今富
3月1日④ ～ 7日④	小浜(竜田/住吉/日吉/神田/大宮/男山)、雲浜(千種/大手町/四谷町/一番町)、内外海(仏谷/堅海/泊/田島)、口名田、中名田、加斗
3月8日④ ～ 15日④	小浜(鹿島/白鳥/貴船/浅間/大原/香取/飛鳥/青井)、雲浜(城内/雲浜/山手/水取)、西津(堀屋敷/板屋町/新小松原/下竹原/小松原川東/小松原川西)

【JA 福井県若狭基幹支店(遠敷)】

農業所得の収支内訳書の作成相談のみ行います。
※白色申告・市県民税申告の受け付けは行いません。
希望者は同店で収支内訳書を作成の上、市役所または小浜税務署(後瀬町)へ持参してください。税務署での申告には入場整理券が必要です

感染拡大防止にご協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、できるだけ1人でご来場いただき、必ずマスクを着用し、入口での手指消毒や検温にご協力ください。
37.5℃以上の発熱や咳など、風邪の症状がある場合は、入場をお断りすることがあります。
給与や公的年金による所得のみの人の還付申告は、2月1日④から税務署で受け付けています(詳しくは税務署にお問い合わせください)。
また、パソコン・スマートフォンを利用した自宅からの申告もご活用ください。

申告時の注意点

※混雑を避けるため、できるだけ指定された期間に来場してください
※営業所得、事業所得、農業所得、不動産所得のある人は、「収支内訳書」を事前に作成してから来場してください
※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を申請した人が、市県民税または所得税の確定申告をした場合は、申告が優先されます。そのため、確定申告をする場合は必ず、ふるさと納税に伴う寄附金控除も申告してください
※青色申告、譲渡所得等(株式、不動産)、雑損控除、令和3年新築・増改築分の住宅ローン控除(1年目)を申告する場合は、税務署で申告・相談してください

申告にはマイナンバーが必要です

申告には、申告者本人や扶養親族などのマイナンバーの記載と、申告者本人の本人確認書類(右記)の提示が必要です。

マイナンバーの記載

確定申告書などの提出の際は、申告者本人と対象となる控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者のマイナンバーが分かるものを必ず持参してください。

本人確認書類の提示

申告会場で申告者本人または代理人が申告する場合は、申告者本人の本人確認書類の提示が必要です。

※市では、1枚で上の2種類の書類を兼ねられる「マイナンバーカード」の作成を支援しています。詳しくは15Pへ

本人確認書類

マイナンバーカードがある場合はマイナンバーカードを、マイナンバーカードがない場合は次の2点を持参

番号確認書類

本人のマイナンバーを確認できる書類
・マイナンバー通知カード
・マイナンバーの記載がある住民票の写し
などのうちいずれか1つ

身元確認書類

記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類
・運転免許証 ・健康保険証
・パスポート ・在留カード
・身体障害者手帳
などのうちいずれか1つ

マイナンバーカードなら、1枚で2つの書類を兼ねられます